人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四八

期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の百五」を「六月に支給する場合には百分の百五」に改め、「以下」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百五以上百分の百十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十九以上百分の二百三十以下）を加え、同号ロ中「百分の九十三・五」を「六月に支給する場合には百分の九十三・五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百三・五以上百分の百十五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満）を加え、同号ハ中「百分の八十二」を「六月に支給する場合には百分の八十二」に改め、「百分の百二」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十二（特定管理職員にあつては、百分の百十二）を加え、同号ニ中「百分の八十二」を「六月に支給する場合には百分の八十二」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の九十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百十二未満）を加え、同項第二号イ中「百分の百十九」を「六月に支給する場合には百分の百十九」に改め、「以下」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百二十九以上百分の二百四以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十六以上百分の二百六十七以下）を加え、同号ロ中「百分の九十八」を「六月に支給する場合には百分の百八以上百分の百二十九未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十八以上百分の百七十六未満）を加え、同号ハ中「百分の七十七」を「六月に支給する場合には百分の七十七」に改め、「百分の九十二」の下に「、十二月に支給する場合には百分の八十七（特定管理職員にあつては、百分の百二）を加え、同号ニ中「百分の七十七」を「六月に支給する場合には百分の七十七」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の八十七未満（特定管理職員にあつては、百分の百二未満）を加え、同項第三号イ中「百分の百一」を「六月に支給する場合には百分の百一」に改め、「消費者庁長官（」の下に「以下このイ及び」を、「百分の九十二・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百六以上百分の百九十五以下（事務次官等にあつては、百分の九十七・五）を加え、同号ロ中「百分の八十七・五」を「六月に支給する場合には百分の八十七・五、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」に改め、同号ハ中「百分の八十七・五」を「六月に支給する場合には百分の八十七・五未満、十二月に支給する場合には百分の九十二・五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の四十二」を「六月に支給する場合には百分の四十二」に改め、「以上」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十七以上（特定管理職員にあつては、百分の五十七以上）」を加え、同号ロ中「百分の三十八・五」を「六月に支給する場合には百分の三十八・五」に改め、「百分の四十八・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十三・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五）」を加え、同号ハ中「百分の三十八・五」を「六月に支給する場合には百分の三十八・五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十三・五未満（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五未満）」を加え、同項第二号イ中「百分の四十五」を「六月に支給する場合には百分の四十五」に改め、「以上」の下に「、十二月に支給する場合には百分の五十以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四・五以上）」を加え、同号ロ中「百分の三十六・五」を「六月に支給する場合には百分の三十六・五」に改め、「百分の四十三・五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十八・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五）」を加え、同号ハ中「百分の三十六・五」を「六月に支給する場合には百分の三十六・五」に改め、「未満」の下に「、十二月に支給する場合には百分の四十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の四十八・五未満）」を加え、同項第三号イ中「百分の四十九・五」を「六月に支給する場合には百分の五十四・五以上（事務次官等にあつては、百分の五十二・五）」を加え、同号ロ中「百分の四十六」を「六月に支給する場合には百分の四十六」に改め、同号ハ中「百分の五十一」を「六月に支給する場合には百分の五十一」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―四〇の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三二

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

別表中「六、三〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一二三の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）等に基づき、同法の施行に伴う給与の支給等の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一四三

平成二十九年改正法の施行に伴う給与の支給等の特例

（定義）

第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　経過措置額支給特定職員　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第七条第一項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十九年四月一日前に五十五歳に達した者であって、同条の規定による俸給を支給されるものをいう。

二　施行日　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。以下この条及び第六条において「平成二十九年改正法」という。）の施行の日をいう。

三　改正後の給与法　平成二十九年改正法第一条の規定による改正後の給与法をいう。

四　改正前の給与法　平成二十九年改正法第一条の規定による改正前の給与法をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第二条　経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第四条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与法の規定（平成二十六年改正法附則第七条の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与法の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

一　俸給（人事院の定める場合におけるものに限る。）

二　専門スタッフ職調整手当

三　地域手当